

児童扶養手当のご案内

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。(受給者は児童を養育する母または父等)

- 児童が18歳に到達する年度の末日まで受給できます。
- 毎年8月に現況届を提出する必要があります。

○手当月額(令和6年4月～)

	全部支給	一部支給 ※1
児童1人の場合	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人の場合	10,750円	10,740円～5,380円
児童3人以上の場合	6,450円	6,440円～3,230円

※1 所得制限があります(別紙参照)(受給者本人の所得のほか、同居する受給者のきょうだいや直系の親族の所得)

○支払時期(令和6年度の予定月)

3～4月分…5月 5～6月分…7月 7～8月分…9月 9～10月分…11月
11～12月分…1月 1～2月分…3月 ※奇数月に2カ月分支給します

○申請に必要なもの

◆ 必ず必要なもの

- 戸籍謄本(請求者) ※離婚日のわかるもの
- 戸籍謄本(児童) ※児童の親権者がわかるもの
※戸籍の交付を受けるために運転免許証等本人確認ができる書類が必要です。
- 預貯金通帳(請求者名義のもの、県内に本支店がある金融機関) ※口座番号掲載部分のコピーをとります。
- 認印(朱肉をつけて押すもの)
- 年金手帳
- 個人番号カード又は個人番号の通知カード(請求者、児童、扶養義務者)

◆ 状況に応じて必要なもの

- アパート等の賃貸借契約書
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健手帳 等
- 年金証書
- 在留カード

◆ 記入するもの

- 認定請求書
- 申立書(別紙2)
- 養育費等申告書
- DV調査票

※その他事情に応じて上記に記載のない必要書類等が生じる場合があります。

◇ 福祉医療について(母子家庭等・父子家庭等)

ひとり親家庭等の母又は父等の養育者と養育されている児童について、医療費の自己負担分を助成します。

※児童扶養手当と同様の所得制限があります。

- 全員の健康保険証(保護者、児童のもの)
- 認印(朱肉をつけて押すもの)
- 所得課税証明書(10月末日までに申請する場合は前年度のものも必要) ※北方町にて所得が確認できる場合は必要ありません。